## 介護予防訪問介護(第1号訪問事業)重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

## 1 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 03-5970-4337 午前8時30分~午後5時30分(月曜日~金曜日)

- ※ 転送電話により上記時間以降も連絡可能な体制をとります。
- ※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2 事業所の概要

## (1) 提供できるサービスの種類と地域

事 業 所 名	ヘルパーステーション花のまる
介護保険指定番号	介護予防訪問介護(東京都 1371907575号)
所 在 地	東京都板橋区志村3丁目26番15号
サービス提供地域	板橋区

#### (2) 事業所の職員体制

	資 格	業務内容	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に 行う。	1名	0名	1名
サービス 提供責任者	介護福祉士	サービス提供責任者は、事業所に 対する指定訪問介護の利用の申し 込みに関する調整、訪問介護員に 対する技術指導、訪問介護計画の 作成等を行う	1名以上	0名	1名以上
介護	2級課程修了者	訪問介護員は、指定訪問介護の提	4名	6名	6名
従事者	介護福祉士	供に当たる。	以上	以上	以上

(3) 営業日及び営業時間 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。

※ 但し、12月31日~1月3日は除く。

② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

③ サービス提供時間 午前7時から午後10時まで

#### 3 事業の目的

「株式会社こねこので」が開設する「ヘルパーステーション花のまる」(以下「事業所」という)が行う指定訪問介護及び第1号訪問事業(総合支援事業)及び指定介護予防訪問介護(以下「指定訪問介護等」という)の事業(以下(事業)という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者(以下「訪問介護員等」という)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対して、適正な指定訪問介護等を提供する事を目的とする。

#### (1) 運営の方針

要介護状態の利用者心身の特徴を踏まえて、一人ひとりがその人 らしく生き生きと充実した質の高い在宅介護を住み慣れた地域 で安心して送り続けることが出来るように援助する。

同時に介護するご家族の介護の支えの1つとして地域に根ざしたサービスを行えるようにする。また、日々の活動行事におおくの創意工夫を盛り込んで「いつも新鮮な気持ちで1日1日がすごせる」「当たり前の生活、あたり前の生活感覚」「心の安らぎを与えられる場所」にこだわっていけるような事業内容にする。

そして、枠にとらわれず自由な発想を持ち臨機応変に対応できる ように努める。

#### 4 サービス内容

介護予防訪問介護(第1号訪問事業)はヘルパーが自宅に来て、利用者と協働 して下記のような家事の援助等を行います

(1) 家事援助 ・食事介助:見守り

・入浴介助:見守り

・排泄介助:トイレに誘導

・買 物:生活必需品の買物等

・調 理:調理の下ごしらえ、朝食、昼食、夕食の調理等

・掃 除:住居等の掃除および整理整頓等

・洗 濯:洗濯、衣類の洗濯補修等

## (2) 介護保険のサービスとして利用することが出来ないこと

- ・利用者が在宅していない状態でのサービス提供
- ・元々のケアプランに位置づけていないサービス等の提供
- ・ご家族の為に行なう行為や、ご家族が行なう事が適当と判断できる行為
- ・ヘルパーが行なわなくても日常生活に支障がない行為
- ・日常的に行なわれる家事の範囲を超える行為(時間が掛かりすぎること) 例:正月や節句等の特別な手間のかかる調理、車輌の清掃、ペットの 世話、家屋の修理、大掃除、ガラス拭き、床のワックス掛け、 草むしり、花木の水やり、家具の移動や模様替え
- ・医療行為と見なされる行為

例:服薬管理、褥瘡等の措置、血糖値測定、摘便、利用者への注射、 爪切り(爪に異常、糖尿病がある場合等)

※ 上記のような場合は、介護保険のサービスとして利用することはできません。

#### 5 利用料金

(1) 利用料は別紙の料金表をご参照下さい。

#### (2) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料を頂く場合が あります。

- ① ご利用日の前日営業時間内にご連絡いただいた場合:無料
- ② ご利用日の前日営業時間以降に連絡頂いた場合:該当基本料金の100%

※ 総合支援事業対象者を除く。

#### (3) その他

- ① 利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、 電気等の費用は利用者のご負担になります。
- ② 料金のお支払方法については毎月、20日までに前月分の請求をいたします ので、27日までにお支払下さい。お支払は、原則的に利用者の口座より<u>自動</u> 引落となっております。自動口座引落が困難な場合は現金または振り込みで お願い致します。お支払い頂きますと領収書を発行します

#### 5 サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。

次に担当包括居宅介護支援専門員に連絡をして頂き、当社の介護予防訪問介護 または第1号訪問事業サービスを利用したい旨を伝えて下さい。サービス提供 の依頼を受けた後、契約を結び、介護予防訪問介護計画を作成して、サービス の提供を開始します。

#### (2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合 がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。 また可能な限り、他事業所をご紹介させて頂きます。

#### ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当 (自立)及び総合事業対象者と認定の場合(条件変更で再契約出来ます)
- ・利用者がお亡くなりになった場合

#### ④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、 利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖した場合、利用者は文書で解約を 通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告 したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族等が 当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの 背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了 させていただく場合がございます。事業者側が行った場合も同様です。

## 6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、 救急隊、親族、介護予防支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	7 1
	病院名	7   1
ご家族	氏	7 1
こる族	連絡	Ž

#### 7 事故発生時の対応について

- (1) 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の 家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
- (2) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- (3) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### 8 サービス内容に関する苦情

介護に関する相談、苦情は当社または下記の相談窓口等に伝える事が出来ます。

連絡先	苦情対応窓口	担当者 (課)	住所	連絡先
花のまる		管理者	〒174-0056	TEL 03-5970-4337
		後藤 輝行	東京都板橋区志村 3-26-15	
板橋区役所	介護保険		〒173-8501	TEL 03-3579-2079
	苦情相談室		東京都板橋区板橋 2-66-1	
北区役所			〒114-0022	TEL 03-3908-1111
			東京都北区王子本町 1-15-22	
	介護保険課			TEL 03-3908-1286

#### 9 第三者評価の実施状況

未実施(令和7年4月1日現在)

## 10 苦情対応の体制

利用者からの相談又は苦情等に関する窓口及び担当者は以下のとおりです。

連絡先03-5970-4337 受付時間 9時~17時 <u>担当 後藤、小林</u> 苦情の受付

担当者はご利用者からの苦情を受け付け、内容を書面に記録し苦情申出人に確認 します。投書など匿名の苦情については、担当者全員で話し合い、必要な対応を 行います。

#### ① 苦情の解決に向けて

受付担当者は苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録します。

令和	年	月	日
----	---	---	---

介護予防訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を 説明し、同意を得て、交付しました。

# 【事業者】

,争耒有】			
	事業者名	ヘルパーステーション花のまる(事業者番号 1371907575 号	<u>.</u>
	所在地	東京都板橋区志村3丁目26番15号	
	代表者名	株式会社こねこのて 代表取締役 後藤 輝行 ⑩	
	説明者	氏 名	
私は、本	<b>ぶ書面により、</b>	事業者から介護予防訪問介護について重要事項の説明を受け	<b>†</b> 、
同意をし	/、交付を受け	けました。	
【利用者	]		
	₹		
	住 所		
	氏 名		
【代理人	】 私は本人	の意思を確認し署名代行しました。	
	利用者と	: の関係	
	₹		
	住 所		
	氏 名		

## < 別紙 利用料金 >

お支払い頂く料金は介護給付費の<u>1割~3割</u>で下記の通りです。但し、下記の金額は目安で、 実際に御請求する金額は介護保険に基づいたものです

## (1) 訪問型サービス介護費用 【板橋区】

法定代理受領の場合は下記金額の1~3割

(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による)

サービス区分	利用 対象者	単位数	1割	2 割	3割
訪問型サービスI(週1回程度)	要支援	1,176	¥1,341	¥2,682	¥4,022
訪問型サービスII (週2回程度)	1 · 2	2,349	¥2,678	¥5,346	¥8,034
訪問型サービスⅢ(週2回程度を超える)	要支援 2	3,727	¥4,249	¥8,498	¥12,747
(区)訪問型サービスI(週1回程度)	要支援	1,006	¥1,147	¥2,294	¥3,441
(区)訪問型サービス II (週2回程度)	1 · 2 (事業対象者)	2,012	¥2,294	¥4,588	¥6,881

<sup>※</sup> 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

## (2) 加算(追加費用)

介護度(支援)	対象月	単位数	1割	2割	3割
訪問型サービス初回加算	初回月のみ	200	¥228	¥456	¥684

<sup>※</sup> 初回サービス利用時に、通常料金とは別に追加の費用がかかります。

## (3) 処遇改善加算【板橋区】

加算区分		単位数	1割	2 割	3割
	訪問型サービスⅠ	214	¥244	¥488	¥732
訪問型サービス 介護職員処遇改善加算Ⅲ	訪問型サービスⅡ	526	¥600	¥1,200	¥1,799
	訪問型サービスⅢ	678	¥773	¥1,546	¥2,319
(区)訪問型サービス	(区)訪問型サービスI	183	¥209	¥418	¥626
介護職員処遇改善加算Ⅲ	(区)訪問型サービスⅡ	366	¥418	¥835	¥1,252

#### (4) キャンセル料

ご利用者さまのご都合でサービスを中止する場合下記のキャンセル料を頂きます。キャンセルの場合は至急ご連絡下さい。

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡頂いた場合	無料
② 当日連絡がなかった場合	当該基本料金の100%
③ 総合支援事業対象の利用者	対象外

※ 基本料金に対して、早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~10時)帯は25% 増し、

深夜(午後10時~午前6時)は50%増しとなります。

- ※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、利用者の同意を得て、2名で訪問の場合は、2人分の料金となります。
- ※ 減額認定を受けている方の料金は異なりますので、詳しくは介護支援専門員または 当事業所のサービス提供責任者にお問い合わせください。